



# 山形県公報

平成29年9月15日(金)  
第2878号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 育種母樹林の指定……………(林業振興課) ……925
- 育種母樹林の指定解除……………( 同 ) ……926
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……927
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……928
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………929
- 政治団体の届出事項の異動……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……930
- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) ……931

## 告 示

### 山形県告示第649号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、育種母樹林を次のとおり指定する。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定番号  | 種 別                | 樹 種 | 所 在 場 所                                        | 本数<br>(本) | 面積<br>(ha) | 所 有 者 等          |     |
|-------|--------------------|-----|------------------------------------------------|-----------|------------|------------------|-----|
|       |                    |     |                                                |           |            | 住 所              | 名 称 |
| H29-1 | 育 種<br>母樹林<br>(採種) | す ぎ | 鶴岡市羽黒町手向字中<br>台8番11<br>(山形精耐雪2016ミニ<br>チュア採種園) | 270       | 0.06       | 山形市松波二丁<br>目8番1号 | 山形県 |
| H29-2 | 同                  | 同   | 同<br>(山形耐雪2017ミニ<br>チュア採種園)                    | 272       | 0.06       | 同                | 同   |

|       |   |      |                                              |    |      |   |   |
|-------|---|------|----------------------------------------------|----|------|---|---|
| H29-3 | 同 | くろまつ | 鶴岡市羽黒町手向字執行坂17番4<br>(山形マツノザイセンチュウ抵抗性2017採種園) | 91 | 0.19 | 同 | 同 |
| H29-4 | 同 | すぎ   | 鶴岡市羽黒町手向字執行坂17番11<br>(山形無花粉2016ミニチュア採種園)     | 48 | 0.01 | 同 | 同 |

## 山形県告示第650号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の育種母樹林の指定を解除する。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定番号  | 種別            | 樹種 | 所在場所                                  | 本数<br>(本) | 面積<br>(ha) | 所有者等         |     |
|-------|---------------|----|---------------------------------------|-----------|------------|--------------|-----|
|       |               |    |                                       |           |            | 住所           | 名称  |
| 54-9  | 育種母樹林<br>(採種) | すぎ | 鶴岡市羽黒町手向字院主南1番11                      | 2,284     | 0.70       | 山形市松波二丁目8番1号 | 山形県 |
| H25-1 | 育種母樹林<br>(採種) | 同  | 鶴岡市羽黒町手向字中台8番11<br>(山形耐雪2011ミニチュア採種園) | 270       | 0.06       | 同            | 同   |

## 山形県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
鶴岡市大荒地内、同市西目地内
- 公共測量を実施する期間  
平成29年8月31日から平成30年3月30日まで
- 作業の種類  
公共測量（2級及び3級基準点測量）

## 山形県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 戸沢大蔵線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|----------------------------|----|------|--------------------|--------|
| 最上郡戸沢村大字角川字平根1922番4から<br>同 | まで | 旧    | 31.9メートル<br>} 23.0 | 18メートル |
| 同                          | 上  | 新    | 32.1メートル<br>} 29.8 | 同上     |

**山形県告示第653号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間         | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長     |
|----------------------------|-----------|------|-------------------|--------|
| 最上郡戸沢村大字角川字片倉1143番5から<br>同 | 1143番12まで | 旧    | 7.3メートル<br>} 4.4  | 47メートル |
| 同                          | 上         | 新    | 10.7メートル<br>} 4.8 | 同上     |

**山形県告示第654号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字平根1922番4から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月15日

**山形県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉1143番5から  
同 1143番12まで
- 3 供用開始の期日 平成29年9月15日

**山形県告示第656号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月15日から同月29日まで縦覧に供する。  
 平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 菅野代堅苔沢線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長         |
|--------------------------|---|------|--------------------|------------|
| 鶴岡市五十川字川内袋15番8から<br>同 まで |   | 旧    | 18.8メートル<br>} 8.5  | メートル<br>55 |
| 同                        | 上 | 新    | 21.0メートル<br>} 17.2 | 同上         |

**山形県告示第657号**

次の開発行為は、完了した。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成28年12月26日 指令村総建第254号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字羽入字向野1137番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福岡市東区蒲田二丁目38番20号 株式会社ニシヒロ

**山形県告示第658号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |          |   |              |   |   |
|---|----------|---|--------------|---|---|
| 〃 | 流通センター支店 | 〃 | 流通センター二丁目3番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 鈴川支店     | 〃 | 鈴川町三丁目15番72号 | 〃 | 〃 |

を

|   |          |   |              |   |   |
|---|----------|---|--------------|---|---|
| 〃 | 流通センター支店 | 〃 | 流通センター二丁目3番地 | 〃 | 〃 |
|---|----------|---|--------------|---|---|

に、

|   |            |   |              |   |   |
|---|------------|---|--------------|---|---|
| 〃 | 鈴川支店鈴川南出張所 | 〃 | 鈴川町三丁目15番72号 | 〃 | 〃 |
|---|------------|---|--------------|---|---|

を

|   |            |   |             |   |   |
|---|------------|---|-------------|---|---|
| 〃 | 鈴川支店       | 〃 | 大野目三丁目1番11号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 鈴川支店鈴川南出張所 | 〃 |             | 〃 | 〃 |

に改める。

## 附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年9月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|--------------------|----------------|
| 佐藤よしのり後援会 | 根岸捷彦   | 高力岩男     | 酒田市穂積字下市神146       | 平成<br>29. 8. 3 |
| 石塚けい後援会   | 加藤勝    | 石塚治人     | 鶴岡市三瀬己91番地         | 同<br>8. 4      |
| 新田りゅうじ後援会 | 新田隆治   | 新田和江     | 最上郡真室川町大字新町781番地23 | 同<br>8. 9      |
| 松本国博後援会   | 佐藤司    | 松本国博     | 酒田市亀ヶ崎3-3-31       | 同<br>8.10      |

#### 山形県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年9月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

##### 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 異動事項     | 内 容     |      | 異動年月日           |
|------------|--------|----------|---------|------|-----------------|
|            |        |          | 新       | 旧    |                 |
| 社会民主党山形県連合 | 高橋啓介   | 代表者の氏名   | 高橋啓介    | 吉泉秀男 | 平成<br>29. 7. 16 |
|            |        | 会計責任者の氏名 | 広谷五郎左エ門 | 高橋啓介 |                 |

##### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 異動事項   | 内 容   |      | 異動年月日           |
|-------------|--------|--------|-------|------|-----------------|
|             |        |        | 新     | 旧    |                 |
| 山形県電気工事政治連盟 | 佐藤日登志  | 代表者の氏名 | 佐藤日登志 | 高橋勝治 | 平成<br>29. 5. 24 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年9月15日

山形県村山総合支庁長 駒 林 雅 彦

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日時 平成29年10月26日（木） 午後1時10分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,563,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係  
電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年10月10日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,563,000kg

(2) Time-limit for tender: 1:10 P.M. October 26, 2017

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL 023(621)8185

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年7月から9月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年9月15日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関77箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------|------------|-------------|------|
| 企 業 局       | 平成29年7月24日 | 伊藤委員        | 武田委員 |
|             |            | 鈴木委員        | 加藤委員 |
| 病 院 事 業 局   | 平成29年7月24日 | 伊藤委員        | 武田委員 |

|                |            |      |      |
|----------------|------------|------|------|
|                |            | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 危機管理課          | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| くらし安心課         | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 食品安全衛生課        | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 産業政策課          | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 中小企業振興課        | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 工業戦略技術振興課      | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 労働委員会事務局       | 平成29年7月31日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 子育て支援課         | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 子ども家庭課         | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 若者活躍・男女共同参画課   | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 観光立県推進課        | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| インバウンド・国際交流推進課 | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 経済交流課          | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 県民文化スポーツ課      | 平成29年7月31日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 人事課            | 平成29年8月3日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 行政改革課          | 平成29年8月3日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 学事文書課          | 平成29年8月3日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 商業・県産品振興課      | 平成29年8月3日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 雇用対策課          | 平成29年8月3日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 環境企画課          | 平成29年8月3日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| エネルギー政策推進課     | 平成29年8月3日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 水大気環境課         | 平成29年8月3日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 循環型社会推進課       | 平成29年8月3日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |

|          |            |      |      |
|----------|------------|------|------|
| みどり自然課   | 平成29年8月3日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 財政課      | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
|          |            | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 秘書課      | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 広報推進課    | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 管財課      | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 税政課      | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 管理課      | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 人事委員会事務局 | 平成29年8月25日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 企画調整課    | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 市町村課     | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 総合交通政策課  | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 情報政策課    | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 統計企画課    | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 会計局      | 平成29年8月25日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 建設企画課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 県土利用政策課  | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 都市計画課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 道路整備課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 下水道課     | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 道路保全課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 空港港湾課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 建築住宅課    | 平成29年8月29日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 教育庁総務課   | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |

|                       |            |      |      |
|-----------------------|------------|------|------|
| 教 職 員 課               | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課     | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 義 務 教 育 課             | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 高 校 教 育 課             | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 福 利 課                 | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| ス ポ ー ツ 保 健 課         | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 全 国 高 校 総 体 推 進 課     | 平成29年8月29日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 健 康 福 祉 企 画 課         | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 地 域 福 祉 推 進 課         | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 地 域 医 療 対 策 課         | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 健 康 長 寿 推 進 課         | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 障 が い 福 祉 課           | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 河 川 課                 | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 砂 防 ・ 災 害 対 策 課       | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 議 会 事 務 局             | 平成29年9月1日  | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 農 政 企 画 課             | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 農 業 経 営 ・ 担 い 手 支 援 課 | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 6 次 産 業 推 進 課         | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 県 産 米 ブ ラ ン ド 推 進 課   | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 農 業 技 術 環 境 課         | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 園 芸 農 業 推 進 課         | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 畜 産 振 興 課             | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 水 産 振 興 課             | 平成29年9月1日  | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 総 務 厚 生 課             | 平成29年9月4日  | 伊藤委員 | 武田委員 |

|               |           |      |      |
|---------------|-----------|------|------|
| 警 察 本 部       | 平成29年9月4日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局 | 平成29年9月4日 | 伊藤委員 | 武田委員 |
| 農 村 計 画 課     | 平成29年9月4日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 農 村 整 備 課     | 平成29年9月4日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |
| 林 業 振 興 課     | 平成29年9月4日 | 鈴木委員 | 加藤委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 危機管理課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 8件 合計 128,992円

主な事例は以下のとおり

パーソナルコンピュータの賃貸借 4月分

請求書受理日 平成28年5月2日

支払期限 平成28年5月16日

支払日 平成28年12月14日

支払額 16,588円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計 81,084円

主な事例は以下のとおり

パーソナルコンピュータの賃貸借 8月分

請求書受理日 平成28年9月1日

支払期限 平成28年9月15日

支払日 平成28年12月14日

支払額 16,588円

## ロ 食品安全衛生課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 事業に係る検査、確認を行っていないもの 11件

主な事例は以下のとおり

平成28年度山形県生活基盤施設耐震化等補助金

実績報告日 平成29年3月24日

(ロ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

平成28年度山形県生活基盤施設耐震化等補助金

実績報告日 平成28年12月22日

額の確定日 平成29年3月28日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 2件

主な事例は以下のとおり

平成28年度山形県生活基盤施設耐震化等補助金

実績報告日 平成29年1月6日

額の確定日 平成29年3月28日

## ハ 産業政策課

(イ) 財産の管理が適切でないものがある。

(内容)

- a 財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が著しく相違するもの 1件  
財政的援助団体等に対する出捐金

## ニ 子育て支援課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計 200,000円

主な事例は以下のとおり

保育の質向上研修事業委託

完了検査日 平成28年12月2日

請求書受理日 平成29年3月27日

支払日 平成29年4月25日

支払額 100,000円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 1件

保育の質向上研修事業委託

完了検査日 平成29年1月20日

請求書受理日 平成29年4月7日

支払日 平成29年5月2日

支払額 39,994円

(ロ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 補助金の額の確定から支払まで3箇月以上のもの 2件 合計 90,000円

主な事例は以下のとおり

保育教諭確保等のための資格取得支援事業費補助金

額の確定日 平成28年11月25日

支払日 平成29年2月28日

支払額 70,000円

## ホ 市町村課

(イ) 前年度会計の監査で注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

- a 支出事務が適切でないものがある。

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超え 38件

3箇月超え 4件

## ヘ 文化財・生涯学習課

(イ) 文書の管理事務が適正に処理されていないものがある。

(内容)

- a 契約期間内の契約書を紛失したもの 1件

山形県立図書館情報システム再構築業務委託

契約締結日 平成28年6月13日

契約期間 契約締結日から平成34年2月28日まで

契約金額 71,292,960円

## ト 障がい福祉課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

（内容）

- a 代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件  
月刊雑誌の購入 平成27年4月号から平成28年3月号まで  
検査日 平成28年2月26日  
請求書受理日 平成28年11月28日  
支払日 平成28年12月12日  
支払額 12,338円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

- (イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。（企業局、県民文化スポーツ課）  
(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。（インバウンド・国際交流推進課）

ロ 契約

- (イ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。（管財課）

ハ 補助金

- (イ) 交付申請から交付決定日まで、実績報告日から額の確定日まで及び額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のものがある。（市町村課、高校教育課、地域福祉推進課）

ニ その他

- (イ) 前年度会計の監査で指導した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。（企画調整課）

平成29年9月15日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年9月15日発行 発行人 山形県